

# 導管等業務に関する中立性確保規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、ガス事業法及びガス事業法施行規則、並びに「適正なガス取引についての指針」(公正取引委員会、経済産業省)にもとづき、東邦ガスネットワーク株式会社(以下「当社」という。)が遵守すべき行為規制の基本事項を定め、当社が営む導管等業務の中立性を確保することを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この規程における用語の定義は、それぞれ以下の各号のとおりとする。

- 1 「託送供給関連業務」とは、託送供給の業務及びこれに関連する業務をいう。
- 2 「導管等業務」とは、託送供給の業務その他のその維持し、及び運用する導管に係る業務をいう。
- 3 「特別一般ガス導管等業務」とは、非公開情報を入手することができる業務または導管等業務のうち、ガス小売事業又はガス製造事業に影響を及ぼし得る業務をいう。
- 4 「託送供給関連情報」とは、託送供給の業務に関して知り得た他のガスを供給する事業を営む者及びガスの使用者に関する情報であって、他の事業者が知り得た場合に当該事業者の行動に影響を及ぼし得るものをいう。
- 5 「非公開情報」とは、託送供給の業務に関する公表されていない情報であって、ガス小売事業又はガス製造事業に影響を及ぼし得るものをいう。
- 6 「特定関係事業者」とは、次の者をいう。ただし、第12条(人事異動)においては、次の者のうち、当社の供給区域で小売登録を行っているガス小売事業者(ただし、特定ガス発生設備においてガスを供給するガス小売事業者を除く)及び当社導管に接続しているガス製造事業者に限るものとする。
  - (1) 東邦ガス株式会社(以下「東邦ガス」という。)
  - (2) 東邦ガスの子会社等であってガス小売事業者又はガス製造事業者である者
  - (3) (2)の親会社である者
- 7 「特殊の関係のある者」とは、次の者をいう。
  - (1) 特定関係事業者の子会社及び関連会社
  - (2) 特定関係事業者の議決権を主要株主基準値以上に保有する者

## 第2章 禁止行為

(託送供給関連情報の目的外利用の禁止)

第3条 当社は、託送供給関連情報を託送供給関連業務に係る業務以外の目的に利用し、又は提供しないものとする。

(導管等業務における差別的取扱いの禁止)

第4条 当社は、導管等業務について、特定の託送供給依頼者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えないものとする。

(社名・商標)

第5条 当社は、特定関係事業者と同一であると誤認されるおそれのある社名、商標を用いないものとする。ただし、容易に視認できない場所に刻印等する場合及び当社独自の社名、商標と特定関係事業者の商標を併記する場合については、この限りではない。

(広告・宣伝等)

第6条 当社は、特定関係事業者に対する需要家、取引先その他の利害関係者の評価を高めることに資する広告、宣伝その他の営業行為を行わないものとする。

(取引規制)

第7条 当社は、通常取引の条件と異なり、かつガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれのある条件で、特定関係事業者又は当社と特殊の関係のある者と取引を行わないものとする。

(連携業務)

第8条 取締役及び従業員は、特定関係事業者の業務を行わないものとする。ただし、供給設備の事故や非常災害時等、緊急的に供給支障等を解消することが必要な場合は、この限りでない。なお、特定関係事業者からの委託業務については第10条によるものとする。

(委託規制)

第9条 当社は、導管等業務を、特定関係事業者又はその子会社に委託しないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

1 災害その他非常の場合におけるやむを得ない一時的な委託の場合

2 受託者が、当社の子会社である場合

3 次のいずれにも該当しない場合

(1) 非公開情報を取り扱う業務を委託する場合

(2) ガス小売事業又はガス製造事業に影響を及ぼし得る業務を委託する場合であつて、受託者の裁量の余地がある場合

(3) 受託者を公募することなく業務を委託することが合理的な理由を欠く場合

② 最終保障供給の業務を公募することなく特定関係事業者に委託しないものとする。ただし、災害その他非常の場合におけるやむを得ない一時的な委託の場合は、この限りでない。

(受託規制)

第 10 条 特定関係事業者からガス小売事業又はガス製造事業の業務を受託しないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 1 災害その他非常の場合におけるやむを得ない一時的な受託の場合
  - 2 特定のガス供給事業者に対して、不当に差別的な扱いをしない受託の場合
- ② 当該業務を受託する場合、委託に応じ実施することが可能な業務の概要を公表し、合理的な範囲でその業務を受託する。

(兼職規制)

第 11 条 当社取締役と特定関係事業者の取締役又は従業員の兼職、及び当社従業員と特定関係事業者の取締役の兼職は、これを行わないものとする。

- ② 特別一般ガス導管等業務に従事する従業員は、特定関係事業者のガス小売事業又はガス製造事業の業務の運営において重要な役割を担う従業員との兼職を行わないものとする。
- ③ 前二項にかかわらず、当社と特定関係事業者との間において兼職を行う場合には、あらかじめ、以下の事項を電力・ガス取引監視等委員会へ説明するとともに、公表する。
- 1 兼職者の業務内容、役職名、兼職の必要性
  - 2 当該兼職によって中立性阻害行為が発生しないと考える根拠
  - 3 当該兼職による中立性阻害行為の発生を防ぐ仕組みとその実施状況

(人事異動)

第 12 条 取締役について、退任後 2 年を経過せずに特定関係事業者の取締役に就任させる人事異動、又は、特定関係事業者のガス小売営業の実施課所若しくはガス製造設備計画の策定課所への直接の人事異動を行わないものとする。

- ② 従業員について、情報連絡窓口又は基幹系統の計画策定課所から、特定関係事業者の取締役又はガス小売営業の実施課所及びガス製造設備計画の策定課所への直接の人事異動を行わないものとする。

### 第 3 章 体制の整備等

(体制の整備等)

第 13 条 ガス供給事業者間の適正な競争関係を確保するため、以下の各号に掲げる措置を行う。

- 1 当社と特定関係事業者の執務室を物理的に区分し、入室制限等を行う。
- 2 非公開情報を管理するシステムについて、次の措置を講じる。
  - (1) 託送供給関連業務に係る業務以外の目的に非公開情報を取り扱わない措置
  - (2) 当該システムにアクセスできる者を制限する措置
  - (3) 当該システムにアクセスした者を識別できる事項、当該アクセスした者が入手した非公開情報の内容及び当該非公開情報を入手した日時を記録し、これを 5 年

間保存する措置

- 3 情報管理責任者は、企画部を担当する取締役とし、導管等業務に関する情報の取扱いを管理する。
- 4 情報管理責任者は、取締役及び従業員に対して導管等業務に関する情報の取扱いについて必要な研修を実施する。
- 5 情報連絡窓口は、託送供給関連業務について、ガス小売事業又はガス製造事業者との取引及び連絡調整の経緯及びその内容を記録し、これを5年間保存する。ただし、取引及び連絡調整の経緯等が軽微なものは、この限りでない。
- 6 法令遵守責任者は、代表取締役社長とし、導管等業務が法令等に適合することを確保するための規程及び計画を整備し、その運用及び業務執行の状況を監視する。
- 7 監視部門は、考査室とし、導管等業務に関する情報の取扱いが適正であるかどうかについて監視する。
- 8 監視部門は導管等業務の運営及び内容について、法令等を遵守しているかどうかを監視する。
- 9 監視部門は監視結果を取締役会等に報告する。

付 則

この規程は、2023年4月1日から実施する。

最終改正 2023年3月28日

制 定 2022年3月24日